

犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会開催要綱

(目的)

第1条 「(仮称)大阪市犯罪被害者等支援条例」素案を作成するにあたり、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)民間被害者支援団体及び学識経験者等より、犯罪被害者等が必要としている支援などについての意見を求めるため、「犯罪被害者等支援条例制定に係る懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催する。

(懇話会の委員)

第2条 懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 犯罪被害者等が組織する団体の構成員のうち、団体から推薦された者
- (2) 民間被害者支援団体の構成員のうち、団体から推薦された者
- (3) 学識経験者及び弁護士

(座長)

第3条 懇話会の座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する。

- 2 座長は、懇話会の議事を進行する。
- 3 座長に事故がある場合には、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(開催期間)

第4条 懇話会は、2019年12月31日まで開催する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、必要に応じ、市民局理事が招集する。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、市民局ダイバーシティ推進室人権企画課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に必要な事項は市民局理事が定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。